

船橋市指定障害児通所支援事業等の障害児通所給付費等の算定に係る体制等に関する様式等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者又は指定発達支援医療機関、又は法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）に支給する障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の算定に関し、必要な様式等を定めるものとする。

(体制等の届出)

第2条 指定障害児通所支援事業者等は、法第21条の5の3第1項又は第24条の26第1項に規定する障害児通所給付費等の算定にあたり必要な体制等に関する事項を、あらかじめ、障害児通所給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（第1号様式）に、必要な付表等を添えて、市長へ届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

第1号様式

障害児通所給付費等の算定に係る体制等に関する届出書

年 月 日

船橋市長 あて

届出者 所在地
 事業者名
 代表者名

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 都市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別			法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 -) 県 都市			
	主たる事業所の状況	フリガナ			
名称					
指定事業所番号					
所在地		(郵便番号 -) 千葉県船橋市			
連絡先		電話番号		FAX番号	
管理者		氏名			
管理者の住所		(郵便番号 -) 県 都市			

届出を行う事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動（更新）年月日	
	障害児通所給付	児童発達支援				1新規 2更新 3変更 4終了	
		医療型児童発達支援				1新規 2更新 3変更 4終了	
		放課後等デイサービス				1新規 2更新 3変更 4終了	
		居宅訪問型児童発達支援				1新規 2更新 3変更 4終了	
		保育所等訪問支援				1新規 2更新 3変更 4終了	
	相談支援	障害児相談支援				1新規 2更新 3変更 4終了	
特記事項	変更前				変更後		
関係書類			別紙のとおり				

注1 「法人の種類欄」は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。

注2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

注3 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

注4 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。

注5 「異動項目」欄は、（別紙1）「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。

注6 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。